

第V章 参考資料

共同研究契約書

(契約項目表)

1. 甲	独立行政法人国立特殊教育総合研究所			
2. 乙	東北大学電気通信研究所			
3. 研究題目	電子透かし技術を応用した障害児者のための情報補償システムの開発 －音響の情報バリアフリー化に向けて－			
4. 研究目的	障害者基本法に書かれた情報の利用におけるバリアフリー化を目指す一環として聴覚障害者を主な対象とした情報補償システムの開発を目指す。			
5. 研究内容	乙が開発した音響分野における電子透かし等の技術を用いて、音声情報に対して情報バリアフリーに必要な量の文字情報等を付加させるための手法、実用化に向けたシステムの研究を共同で行う。			
6. 研究分担	区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
	甲	※甲における責任者 棟方哲弥	企画部・ 総括主任研究官	音声情報に埋め込むべき情報量、提示速度や提示方法、実証実験等を含む 実際的研究
	乙	※乙における責任者 鈴木陽一	人間情報システム研究部門・ 教授	音声に埋め込むことが可能な文字データ量や、空气中を伝搬する際の変成等に関する理論的、基礎的研究
7. 研究スケジュール	甲乙協議の上、推進する。			
8. 研究実施場所	独立行政法人国立特殊教育総合研究所・東北大学電気通信研究所			
9. 研究期間	平成17年4月1日 から 平成18年3月31日 まで			
10. ノウハウの秘匿期間	ノウハウが生じた時点より1年間			

甲と乙は、上記契約項目表記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにつき、次の各条のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成17年 4月 1日

(甲) 神奈川県横須賀市野比野比5丁目1番1号

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

理事長 小田 豊



(乙) 仙台市青葉区片平2丁目1-1

東北大学電気通信研究所

所長 伊藤 弘昌



(様式 2) (規則第5条関係)

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果及び研究の過程で生じた有体物をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- 2 本契約書において「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許権の対象となるものについては発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについては考案
 - 三 意匠権、商標権、及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
 - 四 ノウハウを対象とするものについては案出
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項各号に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第3項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、著作権法に規定する複製、上映、公衆送信、頒布及び翻案並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法、実用新案法及び意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - 二 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 三 第1項第2号ニに規定するノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「通常実施権」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法、実用新案法及び意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利の対象となるものについて非独占的に実施をする権利
 - 三 プログラム等の著作権に係る著作物について非独占的に実施をする権利
 - 四 第1項第2号ニに規定するノウハウについて非独占的に実施をする権利
- 6 本契約書において「研究担当者」とは、表記契約項目表 6. に掲げる者及び本契約第2条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(様式 2) (規則第5条関係)

(共同研究に従事する者)

第2条 甲及び乙は、表記契約項目表 6. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

- 2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、相手方の同意を得て、共同研究に従事する者を客員研究員等として相手方のもとに派遣するものとする。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に通知し同意を得るものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第3条 甲又は乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究協力者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第9条の規定を準用するものとする。

(実績報告書の作成)

第4条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、実績報告書を甲乙協議して定める時期までにとりまとめるものとする。

<実績報告書の内容例>

- (1) 研究題目
- (2) 研究成果の概要
- (3) 研究成果の今後の活用方法
- (4) 研究経費の支出実績

(研究経費の分担)

第5条 共同研究の実施に係る費用は、共同研究の分担に応じ、甲及び乙がそれぞれ分担するものとする。ただし、共同研究を遂行するに当たり当事者の一方にとって著しく負担となる費用については、両者で協議して定める。

(施設及び設備の使用等)

第6条 甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、それぞれの所有に係る施設及び設備のうち甲乙協議の上で指定するものについて、無償又は有償で使用させることができるとともに、共同研究に必要な研究機器の持ち込みを相互に認めるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第7条 天災その他やむを得ない理由のため、共同研究の継続が困難となったときは、甲及び乙は協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(様式 2) (規則第5条関係)

(知的財産権の帰属等)

第8条 共同研究の結果生じた発明等に係る知的財産権は、甲乙それぞれの貢献度を踏まえて、双方が所有するものとする。

2 共同研究の結果得られた研究成果の有体物等の所有権は、甲乙協議の上、その帰属等を決定するものとする。

(知的財産権の出願等)

第9条 甲及び乙は、本共同研究の結果、発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願等事務が円滑に行われるよう努めなければならない。

2 甲及び乙は、甲及び乙に属する研究担当者が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等を定めた共同出願等契約を締結の上、共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が相手方から特許等を受ける権利を承継した場合は、甲又は乙が単独で出願等をするものとする。

3 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が、本共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合においては、単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとする。ただし、出願等に先立ち、それぞれ相手方の同意を得なければならない。

4 前二項の規定は、甲が発明者から発明等の権利を承継しない場合には甲に適用しない。

(ノウハウの指定)

第10条 甲及び乙は、本共同研究の結果生じた発明等に係る共有となった知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）のうち、ノウハウに該当するものについて、協議の上、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、表記契約項目表 10. に掲げる期間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(外国出願)

第11条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

(実施契約)

第12条 甲と乙は、本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知し、当該発明等の実施に関する実施契約（以下「実施契約」という。）を締結するものとする。

(実施の許諾等)

第13条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権の自らの持分を譲渡し、それを目的として質権を設定し、又は専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾しようとする場合には、それぞれ事前に相手方の同意を得なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定における通常実施権の許諾については、正当な理由がない限り、相手方に同意す

(様式 2) (規則第5条関係)

るものとする。

(独占的实施)

第14条 実施契約において、甲は、本共同研究の結果生じた発明等に係る甲が承継した知的財産権（本条第3項に規定するものを除く。以下「甲に帰属する知的財産権」という。）を、乙又は乙の指定する者に限り、実施契約による一定期間、独占的に実施（甲が第三者への実施許諾を行わないことをいい、以下「独占的实施」という。）させることができるものとする。

2 実施契約において、甲は、甲乙協議の上、共有に係る知的財産権を、乙又は乙の指定する者に限り、実施契約による一定期間、独占的に実施させることができるものとする。

3 甲は、乙又は乙の指定する者から前二項に規定する独占的に実施できる期間（以下「独占的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、更新の是非及び更新する期間について、甲乙協議の上、定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第15条 甲は、前条の場合において、乙又は乙の指定する者が、独断的实施期間中、契約で定めた年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、乙又は乙の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第16条 甲に帰属する知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、原則として、実施権者は実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を実施しようとするときは、原則として、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じ実施契約で定める実施料を相手方に支払わなければならない。

3 共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(出願等費用)

第17条 甲及び乙は、共同研究の結果生じた発明等に係る知的財産権を共有する場合には、当該知的財産権の出願等及び権利保全に必要な費用（弁理士費用、出願料、維持費等）を、それぞれ持分に応じて負担するものとする。

(情報交換)

第18条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

(知的財産権の放棄)

第19条 甲又は乙は、共有に係る知的財産権を放棄しようとする場合には、放棄する前に、その旨を相手方に報告しなければならない。

(様式 2) (規則第5条関係)

(物件に係る権利の帰属)

第20条 共同研究を行うために取得した物件に係る権利は、その費用を負担した者に帰属する。ただし、特別な事情のあるときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本共同研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

(研究成果の通知及び公表)

第22条 甲及び乙は、本共同研究の成果について相手方に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、共同研究の成果の全部又は一部を発表しようとするときは、あらかじめ他の当事者の同意を得なければならない。

(契約の解除)

第23条 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事実が生じ、かつ相当な期間を定めて催告後同期間内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第24条 甲又は乙は、前条各項に掲げる事由によって、又は甲、乙、研究担当者もしくは研究協力者が故意もしくは重大な過失によって、相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第25条 本契約の有効期間は、表記契約項目表9.に掲げる期間とする。

2 本契約の失効後も、第4条、第8条から第22条、第24条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第26条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。